

報道関係者 各位

令和 7 年 8 月 29 日

【照会先】

年金局 事業企画課調査室
室長補佐 長谷川 功(内線 3582)
(直通電話) 03(3595)2794
(代表電話) 03(5253)1111
年金局 事業管理課
課長補佐 松浦 洋平(内線 3661)
(直通電話) 03(3595)2730

日本年金機構 国民年金部
部長 福嶋 清
(直通電話) 03(6892)0762

令和 7 年 6 月末現在 国民年金保険料の月次納付率

～令和 7 年 6 月の最終的な納付率(令和 4 年 6 月分保険料)は、83.9%～

厚生労働省では、このほど、令和 7 年 6 月末現在の国民年金保険料の納付率を取りまとめましたので公表します。

本資料には、各月の保険料が 3 年経過後、2 年経過後、1 年経過後にどれだけ納められているかを示す「3 年経過納付率」、「2 年経過納付率」、「1 年経過納付率」をまとめています。

なお、「2 年経過納付率」及び「1 年経過納付率」は納付状況の途中経過を示すものであり、「3 年経過納付率」が最終的な納付状況を表す指標となります。

保険料を納めるべき納付対象者の状況

- 3 年経過納付率(令和 4 年 6 月分保険料)は、83.9%
(対前年同期増減幅+0.3 ポイント)
- 2 年経過納付率(令和 5 年 6 月分保険料)は、84.9%
(対前年同期増減幅+3.2 ポイント)
- 1 年経過納付率(令和 6 年 6 月分保険料)は、82.7%

(注) 数値は、それぞれ四捨五入しているため、下一桁の計算が合わない場合がある。

令和7年6月末現在 国民年金保険料の月次納付率

～令和7年6月の最終的な納付率（令和4年6月分保険料）は、83.9%～

《保険料を納めるべき納付対象者の状況》

- 国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況をみるための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出している。
- 納付状況の途中経過を示すものとして1年経過納付率、2年経過納付率があるが、最終的な納付状況を見るための指標としては3年経過納付率が適当。
- 令和7年6月の最終的な納付率（令和4年6月分保険料）は、83.9%。

・令和4年6月分保険料の納付率

	納付月数	納付対象月数	納付率
3年経過納付率 (令和7年6月末現在)	636 万月	759 万月	83.9 %
2年経過納付率 (令和6年6月末現在)	633 万月	758 万月	83.5 %
1年経過納付率 (令和5年6月末現在)	616 万月	770 万月	80.0 %

・令和5年6月分保険料の納付率

	納付月数	納付対象月数	納付率
2年経過納付率 (令和7年6月末現在)	626 万月	738 万月	84.9 %
1年経過納付率 (令和6年6月末現在)	612 万月	749 万月	81.7 %

・令和6年6月分保険料の納付率

	納付月数	納付対象月数	納付率
1年経過納付率 (令和7年6月末現在)	615 万月	743 万月	82.7 %

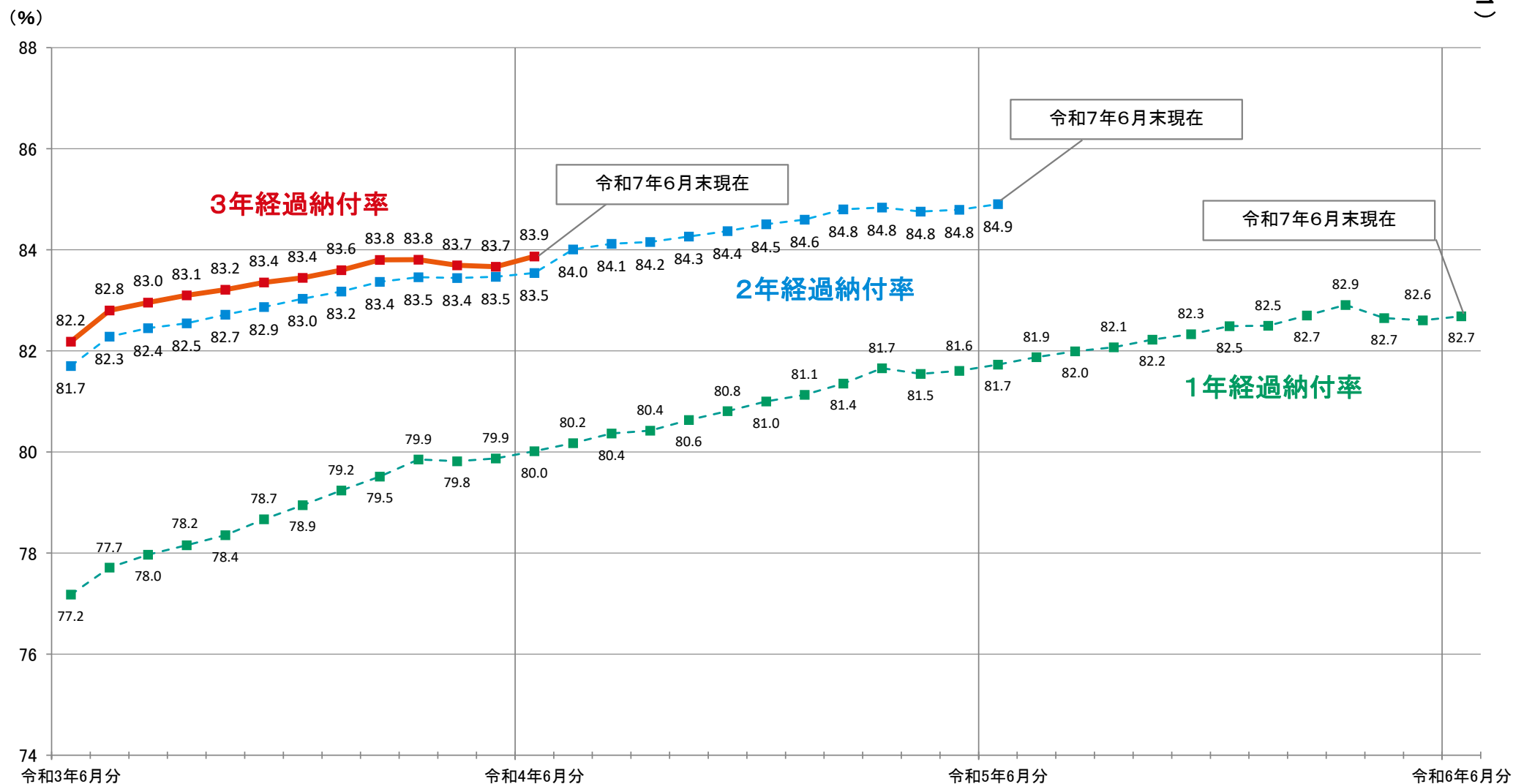
都道府県別納付状況

都道府県	3年経過納付率 (令和4年6月分保険料)		2年経過納付率 (令和5年6月分保険料)		1年経過納付率 (令和6年6月分保険料)
	納付率 (%)	前年度からの伸び (ポイント)	納付率 (%)	前年度からの伸び (ポイント)	納付率 (%)
全 国	83.9	+0.3	84.9	+3.2	82.7
北海道	83.8	+0.4	84.5	+3.3	82.1
青 森	86.7	+0.7	87.7	+3.3	85.6
岩 手	90.7	+0.5	90.9	+2.6	88.6
宮 城	86.0	+0.6	86.8	+3.1	84.3
秋 田	89.9	+0.5	90.5	+2.5	88.2
山 形	90.6	+0.4	91.2	+2.6	89.4
福 島	86.5	+0.5	87.2	+3.0	84.8
茨 城	81.7	+0.4	82.9	+3.1	80.9
栃 木	82.4	+0.5	83.9	+3.2	81.3
群 馬	83.5	+0.4	84.4	+2.7	82.0
埼 玉	81.0	+0.4	82.7	+3.7	80.9
千 葉	83.2	+0.2	85.0	+3.3	83.1
東 京	80.5	△0.1	82.2	+3.3	79.9
神 奈 川	84.2	+0.3	85.5	+3.2	83.5
新 潟	91.8	+0.4	92.4	+2.2	90.6
富 山	91.3	+0.3	92.0	+2.2	90.1
石 川	89.9	+0.2	90.3	+2.2	87.8
福 井	89.2	+0.5	90.0	+2.7	87.9
山 梨	88.3	+0.2	88.6	+2.3	86.4
長 野	89.1	+0.5	89.8	+2.7	88.2
岐 阜	87.9	+0.4	88.4	+2.7	86.1
静 岡	87.7	+0.4	88.2	+2.8	85.8
愛 知	85.4	+0.4	85.9	+2.9	83.6
三 重	86.1	+0.4	86.6	+2.9	84.3
滋 賀	87.2	+0.5	87.7	+2.6	85.4
京 都	85.3	+0.2	86.0	+3.0	83.7
大 阪	78.7	+0.5	79.7	+3.9	77.3
兵 庫	84.7	+0.5	85.3	+3.0	83.4
奈 良	86.4	+0.5	87.1	+2.8	85.3
和 歌 山	89.3	+0.4	90.2	+2.4	88.3
鳥 取	89.2	+0.4	90.2	+2.5	88.0
島 根	92.3	+0.3	92.4	+1.9	89.6
岡 山	86.0	+0.5	86.4	+2.8	84.3
広 島	87.6	+0.3	88.2	+2.6	86.2
山 口	88.0	+0.5	88.3	+2.6	85.9
徳 島	84.1	+0.6	85.4	+3.0	84.3
香 川	87.0	+0.5	87.8	+2.8	85.5
愛 媛	86.3	+0.5	86.8	+2.6	85.2
高 知	87.1	+0.5	87.4	+2.8	85.4
福 岡	81.5	+0.4	82.3	+3.7	79.4
佐 賀	86.2	+0.5	86.6	+2.8	85.2
長 崎	82.7	+0.7	83.7	+3.7	81.2
熊 本	83.6	+0.8	84.5	+4.1	81.7
大 分	82.7	+0.5	83.9	+3.5	81.3
宮 崎	84.6	+0.6	85.1	+3.6	82.9
鹿 児 島	84.6	+0.5	85.1	+3.2	82.4
沖 縄	82.1	+0.5	82.9	+3.9	77.8

注 「令和4年6月分保険料の3年経過納付率」及び「令和5年6月分保険料の2年経過納付率」の前年度からの伸びは、それぞれ「令和4年6月分保険料の2年経過納付率」及び「令和5年6月分保険料の1年経過納付率」と比較したものである。

国民年金保険料の月次納付率の推移

(保険料対象月：令和3年6月分～令和6年6月分)



月次納付率の定義

3 年経過納付率（令和 4 年 6 月分保険料）

$$\begin{array}{l} \text{3 年経過納付率（\%）} \\ \text{（令和 4 年 6 月分保険料）} \end{array} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{令和 7 年 6 月末現在の} \\ \text{令和 4 年 6 月分保険料の納付月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{令和 7 年 6 月末現在の} \\ \text{令和 4 年 6 月分保険料の納付対象月数} \end{array} \right)} \times 100$$

※ 保険料を徴収する権利は、納付期限（保険料対象月の翌月末）から 2 年を経過したときは時効によって消滅する。
なお、納付期限から 2 年経過後も、時効の中断等により保険料が納付される場合がある。

2 年経過納付率（令和 5 年 6 月分保険料）

$$\begin{array}{l} \text{2 年経過納付率（\%）} \\ \text{（令和 5 年 6 月分保険料）} \end{array} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{令和 7 年 6 月末現在の} \\ \text{令和 5 年 6 月分保険料の納付月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{令和 7 年 6 月末現在の} \\ \text{令和 5 年 6 月分保険料の納付対象月数} \end{array} \right)} \times 100$$

1 年経過納付率（令和 6 年 6 月分保険料）

$$\begin{array}{l} \text{1 年経過納付率（\%）} \\ \text{（令和 6 年 6 月分保険料）} \end{array} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{令和 7 年 6 月末現在の} \\ \text{令和 6 年 6 月分保険料の納付月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{令和 7 年 6 月末現在の} \\ \text{令和 6 年 6 月分保険料の納付対象月数} \end{array} \right)} \times 100$$